

～ 女性活躍推進法に関する地方公共団体向け FAQ ～

平成 27 年 12 月 14 日
内閣府男女共同参画局
平成 28 年 1 月 12 日
一部追加
平成 28 年 1 月 27 日
一部追加

質問	回答
<法の位置付け等関係>	
<p>1 ポジティブアクションと行動計画との関係について教えてほしい。</p>	<p>これまで事業主の自主的取組に委ねられてきたポジティブアクションの実効性を高めるために、事業主に対する状況把握・課題分析・行動計画策定等の義務付けを通じ、各事業主の取組を加速化させるものであり、行動計画もポジティブアクションに位置付けられる。</p>
<p>2 本法と男女共同参画社会基本法との関係、位置付けについて、示してほしい。</p>	<p>本法は、基本法たる男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとった実施法として位置付けられる。男女共同参画社会基本法は、社会のあらゆる分野（職域、学校、地域、家庭など）を対象としているが、本法は、このうち「女性の職業生活」に法の射程を限定している。</p> <p>男女共同参画社会基本法では、男女共同参画基本計画の策定や推進を通じて各種のポジティブ・アクションに係る取組を推進しているが、本法は、これまでの取組を進めてもなお、女性の力がいまだ潜在化している現状を踏まえ、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進するため、女性の活躍の場の提供主体である事業主に対し、女性の活躍に関する状況の把握・課題分析・行動計画策定・情報公表を義務付けることなどにより、これまで事業主の自主的取組に委ねられてきた基本法等に基づくポジティブ・アクションの実効性を高め、これによって男女の実質的な機会の均等を目指している。</p>